

令和4年度 第5回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和4年（2022年）8月15日

日野市教育委員会

令和4年度第5回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和4年(2022年)8月15日(月)
14時01分～15時40分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委員 西田 敦子 委員 真野 広
委員 東 桜子

議事録署名委員 委員 高木 健夫

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
庶務課長 伊藤 浩一 学校課長 久保田 博之
統括指導主事 馬場 章夫

傍聴者 2名

書記 庶務課庶務係長 廣田 隆二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

高木 健夫

議事内容

議案

- 第18号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第19号 日野市立小学校教科用図書採択について
- 第20号 日野市立中学校教科用図書採択について
- 第21号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について
- 第22号 教育委員会職員分限休職の専決処分について
- 第23号 教職員の内申の専決処分について

協議事項

- 第2号 (仮称) 新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について
- 第3号 日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針(素案)について
- 第4号 市立幼稚園閉園計画(素案)について

請願審査

- 第4-4号 "研修履歴記録作成"で教員の(延いては教育への)管理統制を強制する"ガイドライン"を、大幅修正するよう文科省等に働きかけるよう求める請願

報告事項

- 第13号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14時01分

[堀川教育長]

ただいまから、令和4年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

本日の議事録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案6件、協議事項3件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査4-4号を行い、次に、議案第18号から順次審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

また、議案第22号及び23号は、公開をしない会議とし、最後に審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず、請願審査第4-4号を行い、次に、議案第18号から順次審議を進めていきたいと思います。

また、会議規則第10条により、議案第22号及び第23号は公開をしない会議とし、議事の最後に審議をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第4-4号、研修履歴記録作成で教員の(延いては教育への)管理統制を強制するガイドラインを大幅修正するよう、文科省等に働きかけるよう求める請願について、事務局より説明をお願いいたします。

○請願第4-4号 "研修履歴記録作成"で教員の(延いては教育への)管理統制を強制する"ガイドライン"を、大幅修正するよう文科省等に働きかけるよう求める請願

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書、57ページを御覧ください。請願番号、請願第4-4。受付年月日、令和4年7月28日。件名、"研修履歴記録作成"で教員の(延いては教育への)管理統制を強化す

るガイドラインを大幅修正するよう文部科学省等に働きかけるよう求める請願でございます。請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、58ページから60ページまでが請願の趣旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内をしてください。

それでは、請願者は5分程度で、請願の事情を述べてください。

[請願者]

それでは、表題のとおり、教員免許更新制をやめる代わりに、教員免許更新制というのは、死去した安倍さんが無理やり入れた制度ですけども、「これをやめてやる代わりに研修を強化しますよ」、これが文科省の今のやり方なんですね。

それで、1番に書いたとおり、つい最近までパブリックコメントをやっていました。教育委員会が管轄する学校の全教員の研修履歴の記録を作成して、当該履歴を活用した資質向上に対する指導助言を強化するということですが、文科省のとおり、これは強行して来る危険性がある。特定の思想信条を含めて、押し付けていく危険性があるんじゃないかということなんです。

1-2のところを見ると、文科省や東京都教育委員会などによる管理統制強化、日野市教育委員会もよく皆さん、非常にいい教育委員会とおっしゃるけど、南平小学校では、東京都教育委員会に4年半も先駆けて、君が代のピアノ伴奏を強制するような処分を、処分つきで、そういうことを畑石校長のときにやっちゃったというような、そういう変な歴史もありますので、あまり日野市の教育委員会がいいことをやってきたというわけじゃないということを押えてほしいんですが、そういった思想信条に関わる学習指導要領の強化、それから、職員会議の補助機関化で、みんなで議論しないで上からの命令でやっていく。それから、3番目に書いた、(3)に書いた人事考課制度という業績評価制度、これに加えて、研修強化で権力を持っている人たちが教育の国家統制を進めてきたということです。

1-3でございますが、初任者研修というのは、そこに書いたとおりです。文科省が、旧文部省が、矢野重典さんというのが局長をやっていた頃に、こういう制度をやっちゃったんです。初任者に対して、条件付採用期間で弱い立場の人に、特定の思想、信条を含めて強制してきたと。洋上研修なんていうのは、もうやめていますけど、文科省は。沖縄出身の人にも日の丸を、君が代の流れる中で日の丸掲揚を船の中で強制すると。船の上で、そんなこともやってきたと。

それから、10年研修というのは、その後、今の岸田首相が副大臣のときにやったやつですけども、これもかなり思想的なものが入っていると。現に陸上自衛隊に行って研修してきた人の話を私は聞きました。それから、そういう2つの法的研修というのがあると。これでもって、かなりの強化なんですけども、これを強化するということです。右下に書

いたところは、いつも本市に関係ないとか、それから特定のジャーナリストに依拠しているとかということと言い訳して、なかなか中身に踏み込んでいただけませんので、今日こそはしっかり中身に踏み込んで、皆さん発言してください。

2ページに行きまして、2-1というところでございます。この2-1は、10年研修と教員免許更新制の10年目が重なるということをやっちゃった文科省に対して反省も書かせてほしいと。そこに書いてある末松信介さんから永岡さんに代わったけども、1つ、抗議文というか出してほしいなど。

それから、2-2として、今回の文科省の研修強化のガイドラインの案というのは、研修履歴を人事評価の対象にするというんですよ。だけど、人事評価の面接というのは、校長・副校長対教員1人という、非常に、2対1でやってきて、しかも、片方のほうは評価権を持っているということで、明らかに力の差がある。だからそういうところで面接しても、非常に研修を押し付けてくる危険性があるんじゃないかと。

それから、2-3に書いたところで、しかも「職務命令を通して研修を強制することもある」と、そういうことまで書いているので、これも非常に強権的だなと。

それから、2-4のところですよ。ガイドラインの文科省の案は、「資質能力はどれぐらい身についたかを確認・共有する」と書いてあって、これは、私、中教審、リモート傍聴していましたけど、荒瀬克己さんなんかから、「これは管理過ぎじゃないかと、テストみたいだ」という趣旨の意見も出ていましたね。そういうことで、非常に研修というか、それを管理的にやっていると。

それから、2-5のところは校内研修を重点化するというんだけど、中には先生方から発案して、いい校内研修もあるでしょうけど、場合によっては、校長が得点を稼ぐために、研究指定校の指定を受けたいがために校内研修やったなんて話もよく聞いておりますので、校内研修のテーマは校長が一存で決めるんじゃなくて、職員会議で多数決を採って決めてほしい、そう思います。

それから、2-6のところですよ。これ、民間企業の研修コンテンツも活用するというんだけど、日本青年会議所なんていうのは結構右寄りなんです。憲法を変えるとか、神武天皇からの歴史があるとかそんなことを書いて、中教審でもそういうことを言っているグループですから、日本青年会議所とか経団連も今、中教審の会長は経団連の副会長の渡邊さんですけど、この団体の方々も憲法を変えると言っている。そういう政治色の濃い方々の民間企業の研修というのを取り入れるのはいかがなものかと思えます。

むしろ、職専免研修というのは、これは長崎さんなんかもお詳しいと思うんですけど。だから職専免研修のようなものは、教職員組合の研修とか、そういったものもぜひ認めてあげべきだ。それから、今の時代はパソコンがありますので、自宅でパソコンで、夏休みなんかは研修するというのも勤務時間内で認めてあげてほしいなと思えます。

そんなようなことで、ぜひ最後に加戸守行さんがひどいことをやったという洋上研修で、そういうことも書いてありますが、参考にさせていただいて、ぜひ文科省に対して意見書なり出して、もっと教員が生き生きと、本当に伸び伸びと子供のために動けるような、安倍さんの弔旗を上げるような校長じゃなくて、そういった教員が生き生きできるようにしてあげてください。

以上です。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

私自身、本請願については、結論的には不採択と考えます。

その理由について簡潔に述べさせていただきますと、1つには、本請願は、請願者グループで共有する考え方を中心に、2-1項から2-7項にわたり、多岐にわたりまして、請願者の主張、要望等が述べられています。よく読ませていただきましたけれども、その主張等の内容が、ただいまも請願者御自身によって説明、伺ったわけなんですけれども、申し訳ありませんが、私自身よく理解できないところです。

2つ目として、本請願は、文部省より公表された『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（仮称）（案）』に関するものであり、当日野市教育委員会の事業の在り方等を直接的に問うものではないこと、以上のような観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。真野委員お願いいたします。

[真野委員]

今回のこの請願、文部科学省が作成しました、『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（仮称）（案）』に対して、その内容は、教育の管理、統制を強化、日野市の小中等の教育への国家統制を加速させる、そういう危険性が高いので、文部科学省と東京都教育委員会に対して、内容を大幅修正するよう要請してほしいと、こういう内容と私は理解いたしました。

しかしながら、この請願、何度も読ませていただきましたけれども、大幅修正を要請するための根拠、理由が曖昧であり、請願者の主観を述べているだけのものであり、大幅修正を要請するには到底耐え得るものではないと判断しております。

したがって、この請願は、不採択と判断をさせていただきました。

その上で、この請願の中に、研修履歴を活用して学校管理職との対話に基づく受講奨励について、管理職が特定の研修を強制してくる危険性があると、こういうふうに書かれているわけですが、私から人材育成の基本的な考え方について、この場をお借りしてお伝えしておきたいと思っております。

このガイドラインにも、教師と学校管理職とが対話を繰り返す中で、教師が自ら、研修ニーズと自分の強み、弱み、今後伸ばすべき力、学校が果たすべき役割等を踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくということを基本にする旨、丁寧に、その目的や進め方が記載をされています。学びを成長に結びつけるためには、本人の気づきがいずれにしても出発点であり、気づきを大切にすることは言うまでもありません。

その意味で、面談の場はまさに真剣勝負の場であり、真摯に自分の強み、あるいは弱み

を見つめ、お互いに気づき合う、そういう大切な時間であらねばならないと思います。その結果として、教師自身の学びの姿、これは児童や生徒の学びにもよい影響を与えるはずだと思います。先生自身が学びの機会を通して自信を磨き、成長している、そういう姿こそ、子供たちにとって最高の教育環境になると、こう言えるのではないのでしょうか。

面談そのものが危険だ、こういうふうにつけるのではなく、管理職の面談スキルももちろん大切ですが、教師自身がその面談に臨む姿勢、あるいは、面談の事前の準備などが私は成否を握っているのではないか、このように考えております。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。東委員、お願いいたします。

[東委員]

私たちは、今までも請願として御提出いただいたものをきちんと読ませていただき、逃げも隠れもせずに、こちらの基本的な考えを何度もお伝えしてまいりました。今回も改めてお伝えさせていただきます。

今まで御提出いただいた請願は、日野市の学校教育に関する請願内容ではなく、文科省や都教委に意見を伝えてくださいという趣旨のものでした。そうであれば、日野市教育委員会としてお答えすべきものではなく、請願者が伝えたい先へ直接お伝えすべきであることを、御提出していただくたびに繰り返しお伝えをさせていただきました。ですが、今回もタイトルから明確に、文科省等に働きかけてくださいという内容です。私としては、不採択とせざるを得ません。

これだけでも、不採択の理由に足り得るのですが、捉え方のほうにも違和感がありますので、触れさせていただきます。『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（仮称）（案）』に関してです。このガイドライン案を読んで、どうやったら請願でおっしゃっているような強制してくる危険性、国家権力の強化などが読み取れるのか、理解できません。令和の日本型学校教育で、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現していくためには、時代の変化のスピードに対応する、学び続ける教師や、教師一人一人にも個別最適な学びが求められるようになってきています。

そのために、教師が生き生きと活躍できる環境づくりを整備して、他者との対話を通して客観的に気づき、必要な学びを選び取ってもらいたいというのが今回のガイドライン案です。国家統制を強めているのではなく、逆に教師一人一人自身が自立的に学ぶために、安心、安全な環境を対話により一緒につくっていきましょうというものと私は解釈しております。

文科省へ伝えたいならば直接お伝えいただきたいという点、ガイドライン案に関する本請願で懸念されていることとは、私自身は真逆の受け止めであるという点、以上2点で、本請願は不採択とさせていただきます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

私も本請願は不採択と考えます。少し考えを述べさせていただきます。

経験年数に関わらず、教員は自らの教員としての資質を高めてこそ、よい教育ができ、学校での役割が果たせることを自覚しています。したがって、今までも教員は学校内外を問わず、様々な場面で研修や研究を熱心に行ってきました。社会の急激な変化にともなって、学びの在り方が大きく変わろうとしている今日、教員には新たな力量が求められています。そのために、教員には多くの新たな学びが必要となり、管理職は自分を含めて教員の研修、研究に力を入れています。

このたびの『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（仮称）（案）』は、そのニーズに応えたものと理解しています。請願はガイドラインを大幅修正するよう、文部科学省等に働きかけるよう、本教育委員会に求めています。請願の7つの項目のうち、2-4がこれに当たるかと思えます。請願は、ガイドラインの案は「資質能力がどのくらい身に付けられているかを確認、共有する」と、校長が教員にテストを課し、チェックするかのような記述をしているので、この確認という語をガイドラインから削除するよう、文部科学省等に要請することを本教育委員会に求めるものでした。

請願に載っている文章は、ガイドラインに書かれている中の一部なので、文章全体を繰り返し読みましたが、校長が教員にテストを課し、チェックするかのような記述であるとは読めませんでした。請願者には、校長が教員にテストを課し、チェックするという確認の語を削除したいと考えられるのであれば、パブリックコメントの機会があったので、そこでコメントをされればよかったと考えます。

いずれの請願も、直接、本市の教育委員会の事業に関わるものではなく、請願者自らが直接、文部省等に働きかけていく事柄だと考えます。

免許証更新制度についても、現場の評価もいろいろあることを認識しています。それらを考え合わせて、本請願は不採択と考えました。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、"研修履歴記録作成"で教員の（延いては教育への）管理統制を強制するガイドラインを大幅修正するよう文科省等に働きかけるよう求める請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第4-4号については、不採択とすることに決しました。

議案第18号、教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第18号 教育委員会職員人事の専決処分について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第18号、教育委員会職員人事の専決処分について御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により、人事発令を行いましたので、報告し、承認を求めるものです。

次ページ、2ページを御覧ください。令和4年8月1日付の発令でございます。対象者は4名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御意見をお伺いいたします。御意見ございませんでしょうか。なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり承認されました。

議案第19号、日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育部参事、お願いします。

○議案第19号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。議案書3ページをお開きください。

議案第19号、日野市立小学校教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13号第1項及び第14号17条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、令和5年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページ、4ページをお開きください。ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。

小学校におきましては、学習指導要領の下で、編集、発行された教科用図書を令和元年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、同種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするところがありますので、今回、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、種目ごとの同一の教科用図書を採択期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら願います。

御質問ございませんでしょうか。なければ御意見をお伺いたします。よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りいたします。日野市立小学校教科用図書の採択についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり、可決をされました。

議案第20号・日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明を願います。教育部参事、願います。

○議案第20号 日野市立中学校教科用図書の採択について

[長崎教育部参事]

議案書、5ページを御覧ください。

議案第20号、日野市立中学校教科用図書の採択について御説明申し上げます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、令和5年度に日野市立中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページ、6ページをお開きください。ここに記載する教科用図書について、採択するものでございます。中学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和2年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するとありますので、今回、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了をいたしました。御質問がございましたら願います。

御質問ございませんでしょうか。なければ、御意見をお伺いたします。御意見、よろしいでしょうか。それでは、御意見、御質問はこれにて終結いたします。

お諮りをいたします。日野市立中学校教科用図書の採択についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決をされました。

議案第21号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育部参事、お願いします。

○議案第21号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

[長崎教育部参事]

議案書7ページを御覧ください。

議案第21号、日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明申し上げます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条同法施行令第14条第1項及び第15条第1項、学校教育法附則第9条の規定に基づき、令和5年度に特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により、当該学年用の文部科学省検定教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができるとされております。

各学校が、文部科学省検定教科書を選定している場合でございます。この場合、特別支援学級でも、通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を使用することになります。小学校につきましては、令和元年度に採択され、令和5年まで使用する教科用図書を特別支援学級でも使用いたします。中学校につきましては、令和2年度に採択され、令和6年度まで使用する教科用図書を特別支援学級で使用することになります。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきましては、文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書から採択することになります。

議案書41ページを御覧ください。特別支援学級教科用図書採択資料、調査研究の趣旨、枠囲みの中になります。(1)、特別支援学級における教科用図書の調査研究についてを御覧ください。今年度は、令和4年6月7日付の文書にて、各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究を依頼しました。各学校において教科用図書について調査研究を行い、特別支援学級設置校から6月27日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

(2)、調査研究の基本的な考え方を御覧ください。次の3点が基本的な考え方でございます。1、児童生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書である

こと、2、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること、3、学年進行に当たって、上の学年に使用することとなる教科書の関連性を考慮することを踏まえて、各学校では調査研究をしました。

各学校の調査研究を一覧にしたものが下にございます。各学校の調査研究結果一覧にも示しておりますが、令和5年度については、各学校とも学年ごとで教科用図書を選択しておりますが、一部の学校、学年、教科について、児童生徒の能力や特性などに合わせて、ふさわしい内容のものを選択しております。

2行目の日野第三小学校の欄を御覧ください。各学年とも学年を単位としており、国語、書写、社会、算数、理科、生活、家庭、保健、英語、道徳の教科においては、一般図書を選定し、音楽、図画工作については、文部科学省検定教科書を選定しております。なお、8ページから40ページまでは、各学校で調査研究を行い、報告された資料でございます。

各ページの著書名の前に記された検、文、市という表記でございますけれども、検は文部科学省検定教科書、文は文部科学省著作教科書、市は学校教育法附則第9条に規定された一般図書を示しております。特別支援学級の教科用図書の選択としましては、学校教育法附則第9条に規定する一般図書から86冊、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書から2回、文部科学省検定教科書から76冊を選定しており、それぞれの障害の種別、程度等、個々の状況に応じて、各学校から選定した報告がありました。

以上で、特別支援学級教科用図書の調査研究の経過、並びに採択に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ御意見をお伺いします。よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見は、これにて終結をいたします。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第21号は、原案のとおり可決をされました。

協議事項第2号、(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。庶務課長、お願いします。

○協議事項第2号 (仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について

[伊藤庶務課長]

総務課長でございます。

議案書、47ページを御覧ください。協議事項第2号、(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について、御説明いたします。

次ページ、48ページを御覧ください。1つ目、計画の概要でございます。日野市の未来を担う子供たちのために、GIGAスクール構想や少人数学級への移行など、時代の変化や教育内容の多様化に対応した児童生徒にとってふさわしい教育、学習環境の向上に向けて、これからの学校施設の在り方について検討するものでございます。

また、文部科学省から示されました、新たな学校施設の在り方を参考として、令和6年度末までに、老朽化対策や多様な学習活動に対応した学校施設の中長期的な整備の方向性を示した(仮称)日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画、ほかを策定するものでございます。

2つ目、計画策定年次は令和6年度、2024年度末を予定しております。

3点目として、策定までのスケジュールでございます。令和4年度が学校施設の現状と課題の整理、児童生徒数、将来人口推計などの分析、教員向けアンケートを実施するなど、計画策定に向けた基礎調査を実施したいと考えております。令和5年度は、(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画検討委員会を設置し、令和4年度に実施する基礎調査を踏まえ、新しい時代の多様な学びに対応した教育、学習環境や公共施設として地域から求められる学校施設の在り方を検討してまいりたいと思います。また、市民向けのアンケートも実施する予定でおります。

令和6年度は、(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画を策定し、学校施設整備基本方針、施設機能別整備方針、個別施設計画などを定める予定です。

3年間をかけて、このようなステップを踏んで、令和6年度に計画を策定したいと考えております。

また、策定に当たっては、日野市学校教育基本構想や日野市公共施設等総合管理計画をはじめとした、本市の各部門の個別計画と連携をしてまいります。

以上の内容で、(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について、進めてまいりたいと考えております。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

質問として、2つほどお願いしたいんですが、1つずつお伺いしたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目ですが、(仮称)新たな学校づくり・社会教育施設推進計画の策定についてとありますが、このような計画の策定を進める背景や理由、目的等について、日野市としての基本的な考え方を説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

庶務課長、お願いいたします。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

日野市の小中学校の施設についてですけれども、各学校の施設の整備年次別の整備状況では、昭和40年代の整備が集中しています。教育委員会では、平成28年度に学校施設

長寿命化及び改築等の整備に関する中長期計画を策定しております。この計画は学校施設に求められる機能や設備を、良好な状態に保ちながら、適切に最大限使用することで、整備に係るコストを総合的に抑制し、財政負担の偏りが生じないよう平準化を図ることを基本方針としています。一方で、この計画の策定後、学校を取り巻く環境に大きな変化がございました。少人数によるきめ細やかな指導体制、それから、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入、それから、インクルーシブ教育を推進するためのバリアフリー化や脱炭素社会の実現を目指した持続可能な教育環境の整備など、新たな時代の学びを支える安全安心な教育環境の実現について、国のホームページなどにおいても新しい時代の公立学校施設のイメージが示されたところです。

また、学校は子供の学びと育ちの場であるだけでなく、避難施設としての市民の防災拠点、地域活動やスポーツ活動にも活用される市民生活の拠点など、多様な役割を担うことを踏まえ、学校と地域社会や関係機関等との連携、協働を一層推進していくことが今、求められています。

このようなことから、学校施設の長寿命化、及び改築等の整備に関する中長期計画の今後の在り方と併せて、学校周辺の公共施設との集約化、複合化も視野に入れた新たな計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

[高木委員]

ありがとうございました。続いて、2点目なんですけれども、示された計画策定についての2項目、計画策定年次として、令和6年度、2024年度末予定とありますけれども、これはどのような考え方なのか、説明をお願いいたしたいと思います。

[伊藤庶務課長]

まず、考え方として、今年度、令和4年度は計画策定に向けた基礎調査を実施したいと考えております。その基礎調査の調査結果を踏まえて、令和5年度に推進計画検討委員会を設置して、新しい時代の多様な学びに対応した教育環境、それから、地域から求められる学校施設の在り方を検討していきたいと思っております。

このようなプロセス、それからステップを踏みながら、令和6年度、3年目として、(仮称)新たな学校づくり・社会教育づくり推進計画を策定したいと考えております。それから、計画の策定に当たっては、日野市公共施設等総合管理計画を今、改定予定なんです、そこの整合性も図りながら、3年間の中でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、御意見をお伺いできればと思います。高木委員、よろしく願いいたします。

[高木委員]

ただいまの質疑応答をさせていただきまして、示されました推進計画の策定についての基本的な考え方を理解するとともに、進め方について賛成いたします。

第3次日野市学校教育構想や新型コロナウイルス対応、GIGAスクール構想、あるいは

は学校における働き方改革等々、具現化を現在、進めておるわけなんですけども、学校施設の実態を私自身、学校訪問等の場面で見させていただきますと、老朽化対策と併せて、新たな課題、テーマへの対応の難しさや学校現場の大変さを痛切に感じております。そのような意味でも、推進計画の策定の必要性、重要性は十二分に感じておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

その上で、進め方について、2点ほど要望を申し上げさせていただきます。

1点目は、本推進計画が今後の諸課題への対応の基本的、根幹的な計画となり、検討委員会も設置されますので、多くの関係者の緊密な意見交換、協議が大変重要と考えます。適宜意見交換の機会を設けて進めていただくことを要望いたします。

2点目は、今年の3月の定例会での議案、令和4年度の主要な取組の策定についてでも述べさせていただいたんですけれども、ぜひ児童生徒等の意見、要望を取り入れる仕組みづくりの検討も併せて要望いたします。例えば、児童会、生徒会を通じるなど、市民としての児童生徒等の夢や希望としての意見を反映する仕組みの検討をお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。真野委員、お願いたします。

[真野委員]

先ほど、質問にお答えいただくような形で、この計画の策定についての背景といいますか、目的についてのお話がありました。

私も、そのお答えを伺う中で、まさにGIGAスクール構想による1人1台端末、あるいは、小学校における35人学級の計画的な整備、あるいは、ポストコロナを見据えたニューノーマルが求められる状況等を背景として、新しい時代の学びにふさわしい学校施設とはどんなものであろうかという在り方を明確にしていくという本計画策定に、私は大変期待したいと思います。

その上で、策定までのスケジュールにも書かれておりますが、幅広い意見を取り入れる、そういう場として、このようなアンケートも書かれておりますけれども、いずれにしても、皆さんの意見を伺うという意味では、キャッチボールをするような形での対話、そういう機会も大切ではないかと思っておりますので、そういったことも踏まえて、ぜひ推進していただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。東委員、お願いたします。

[東委員]

いよいよ新たな学校施設をみんなで新たに考えていけるのかと、何点か前のめりな意見をさせていただきます。

文科省から示された新たな学校施設の在り方ではありますが、先ほどの質問の回答で、日野市公共施設等総合管理計画で、中長期計画をしていたものと良いタイミングで融合したようだということが理解できました。日野市の新たな学校をつくっていくという機会をチャンスと捉えて、子供、学校、地域、行政、みんなで、これからの子供たちの学びの場

をどうしたいのかという対話の場をつくっていく必要があると思います。

アンケートという一方通行のイメージではなく、事務局側からも背景や意図する思いを伝える場として、みんなの意見を交わし合う場としても、場づくりをリアルやオンライン、工夫をして幅広く、多角的に意見を吸い上げていくことがとても重要だと考えます。

子供たちの学びと同じですが、大人の私たちも社会とつながっている経験、思いを形にする経験、それを通したプロセスこそ大切にしていきたいフェーズです。また、御留意いただきたい点としては、新しい時代の多様な学びに対応した教育、学習環境づくりをほかの施設との複合化を考えるあまりに、学校単位で考えがちになりそうですが、学校教育側としては、これからは9年間の連続した学びや、就学前からの連携も大切に考えていく必要があります。小中一体化が難しければ、コミュニティースクールなど、ソフト面などで補完をする仕組みを整えていかないといけないと感じています。

いずれにしても、地域に開かれた新たな学校、社会教育施設として、子供たちや大人たちの未来の学びの場をつくっていくことは考えるだけでもわくわくすることなので、みんなが既成概念にとらわれず、楽しみながら一緒に考えていきたいものです。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

この新たな学校づくり、社会教育施設づくりの推進計画は心待ちにしていたものです。私は新たな学びは、それにふさわしい環境でこそと思っています。日野市の学校では、一律一斉の学びから、自分に合った多様な学びと学び方、自分たちで考え、語り合いながら、生み出す学び合いと活動の実現を目指して、教育活動を行っています。私は、今もって、明治時代からほとんど変わっていない教室の形態と机や椅子、そして廊下が一新すれば、もっとこれらの学びは確かなものとなり、進んでいくに違いないと思っていました。

言葉を換えれば、今、学校が進めている探究と協働の学び、主体的で対話的な学び、個別最適な学び、ICTを活用した学び、インクルーシブ教育等々を充実させるには、それ相応の教育環境が必要だと思っていました。また、今はどこの学校もほとんど変わらない造りですが、もっと学校の造りに個性があっても良いのではないかと、そうすれば学校の教育活動にももっと個性が生まれるのではないかと考えています。

学校施設が、今以上に地域住民に役立つものでありたいし、持続可能な整備や公共施設や避難場所としての共有も求められています。したがって、「新たな学校づくり、社会環境施設づくり推進計画」に大きな期待を持っています。様々な人の考えを聞き、議論しながら、丁寧に進めていきたいと思えます。特に、児童生徒、そして若者たちの考えを聞き、彼らが描く学校施設を募るなどして一緒に進めていくことが大事だと思っています。

[堀川教育長]

ありがとうございました。ほかに御意見はございませんでしょうか。なければ、協議事項第2号を終了いたします。

協議事項第3号、日野市立学校適正規模適正配置等の基本方針素案について、事務局より説明をお願いいたします。学校課長、お願いします。

○協議事項第3号 日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針(素案)について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。それでは、議案書の49ページをお開きください。

協議事項第3号、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本構想(素案)について、御説明申し上げます。

恐れ入ります。次の50ページをお開きください。まず、基本方針(素案)についてのこれまでの経過でございます。令和3年7月26日付で、日野市教育委員会から日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会に対し、諮問を行いました。諮問の内容といたしましては、1点は公立幼稚園の適正な配置について、もう1点は、今後の幼児教育の在り方でございます。

この諮問に対し、令和3年11月19日付で、同委員会から答申を受けております。日野市教育委員会としては、いただいた答申の趣旨を尊重し、基本方針の素案をまとめたものが今回、御協議いただくものになります。

議案書の51ページをお開きください。1、公立幼稚園の適正配置についてでございます。答申では、公立幼稚園が就学前の幼児教育において、センター的役割を果たしてきたことや、子供を取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績があるということに言及しており、公立幼稚園は欠くことのできないものとしています。その上で、次の4つの論点を挙げ、今後の公立幼稚園の運営に当たっては、中長期的な視点に立ち、選択と集中を進めていくべき、また、公立幼稚園数は1園減じることが妥当とされております。

1点目は、子育てニーズの多様化や幼児人口の減少傾向は今後も継続するものと考えられ、公立幼稚園が今後も3園を維持、継続していくことは適正数とは考えにくいこと。2点目は、私立幼稚園との比較において、園児1人当たりの公費負担の現状における課題。3点目は、幼稚園舎の老朽化。4点目は、幼児期の発達段階において、集団性と協働性の芽生えを育むには、一定数の学級人数が求められることでございます。

教育委員会としましても、特に入園希望者数の減少や集団性と協働性の芽生えを育む上での望ましい学級人数等の観点から、公立幼稚園の重要性を踏まえたとしても縮減はやむを得ないものとする案としております。

また、答申では、園舎の老朽化が著しく、また、近年は常に水害の恐れが絶えず、浸水した場合の機能回復などを想定すると、第四幼稚園を適正配置の対象とした上で、他の公立幼稚園と統合することが望ましいと判断するとされており、教育委員会としましても、第四幼稚園を閉園することが妥当であるとする案としております。

次の52ページをお開きください。これまでは公立幼稚園を閉園する際には、統合の受け入れ園を1園指定してまいりましたが、現状における定員の規模と充足状況、距離などを考慮し、本素案において、統合先は指定しておりません。

第四幼稚園の閉園に向けた具体的な内容につきましては、令和6年度末をもって閉園とする計画を別途、策定いたします。

次に、2、日野市らしい幼児教育、公立幼稚園の在り方についてでございます。答申では、今後の幼児教育や公立幼稚園の在り方について、より議論を深めるためには別途会議体などを構成の上、日野市らしい幼児教育や公立幼稚園の在り方の検討を推進されたいとの意見が付されています。

これを踏まえ、今後、学識経験者などを招いた委員会を設置し、検討を進めてまいりたいと考えております。同委員会では、日野市が全国でも先進的取り組んできた幼保小連携の取組などを継続、推進しつつ、多様性に応じた学びの充実を図ること。あわせて、設置主体や施設類型にとらわれない、日野市内全体における幼児教育、保育の質の向上に向けて議論を深めていただきたいと考えております。

最後に、3、おわりにでございます。今回の答申を受けて、日野市教育委員会としましては、先述のとおり、日野市らしい幼児教育の具現化について尽力していくこと、また、この基本方針に基づく市立幼稚園の適正配置の実施に際しては、保護者や市民に対する丁寧な説明を行い、適確に進めていくこととする案としております。

以上の内容で、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針の素案としたいと考えております。よろしく御協議のほど、お願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

方針の素案の説明、ありがとうございました。

私のほうからは、1点ほど、先ほど公立幼稚園の適正配置の(1)のところにもありました、子育てニーズの多様化、幼児人口の減少等について書かれておりますが、現状の公立幼稚園の在籍者数、あるいは、欠員数等、いずれにしましても、現状を教えていただければと思います。

[久保田学校課長]

在籍児の推移も含めまして、御説明申し上げたいと思います。

今から4年前の平成30年度では、幼児人口は9,280名でございました。市立幼稚園の在籍児の状況は、4園を合計した定員数390名に対し、在籍児は253名で、欠員は差し引き137名となっております。定員を分母とし、在籍児を分子とする定員充足率で見ますと、69.4%となります。

現在に至るまでの間、令和2年度末をもって第五幼稚園が閉園をいたしました。また、幼児人口の減少に合わせまして、定員を減少してまいりましたが、在籍児の数と定員充足率は大きく落ち込んでいる状況となっております。直近の令和4年度では、幼児人口は8,464名でございます。市立幼稚園の在籍児の状況は、3園を合計した定員数260名に対しまして、在籍児は79名で、欠員は181名となっており、定員充足率は30.4%となっております。

4年前からの比較としまして、現在では、幼児人口は約1割減、在籍児は約7割減、定員充足率は約5割減という状況となっております。幼児人口の減少に加え、それ以上に市立幼稚園の在園児の減少が大きく進んでいるということでございます。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんでしょうか。西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

これまでの適正配置においては統合という形で進めてきましたが、今回は統合ではなく閉園としたことについて、ただいまの説明にもございましたが、もう少し詳しく説明していただければありがたいです。お願いいたします。

[堀川教育長]

学校課長、お願いいたします。

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

理由の第1点目といたしましては、現状では、定員に対する欠員が多いため、統合先を指定して定員を増やす対応を取らなくても、残りの2園で受入れが可能であると考えられることでございます。

第2点目は、残りの園が比較的市の西側に位置しておりまして、第四幼稚園と残りの2園との距離があるということでございます。これらの理由から、第四幼稚園の統合先を指定してございません。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問がございましたら、お願いいたします。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

示されました基本方針として、第四幼稚園を令和6年度末をもって閉園とすることが示されていますけれども、なぜこの時期なのかについて、説明をお願いしたいと思います。

[堀川教育長]

学校課長、お願いします。

[久保田学校課長]

閉園のスケジュールでございますが、閉園に関する手続きと在園児、入園児の影響を鑑み、組み立てております。答申を受け、基本方針と閉園計画を教育委員会で御協議をいただき、保護者、市民の皆様への説明会開催やパブリックコメントを経て、学校設置条例の改正へと、大きな手続きとしてございます。

その間、令和4年の11月には、令和5年4月入園の園児募集がございしますが、学校設置条例が改正される前の段階でございますので、園児募集は規定どおり行うこととなります。したがって、令和5年4月に入園した園児の皆さんは、令和6年度末に卒園を迎えるという形になります。そうした理由から、答申をいただいてから必要な手続きを経ての閉園となると、令和6年度末になるということでございます。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問がございましたら、お願いいたします。東委員、お願いします。

[東委員]

私からは、基本方針素案の2項のところで質問させていただきます。幼児教育、保育の質の向上を総合的に推進するための先端的な機能を果たしていくなど、日野市らしい幼児教育の具現化を目指し、検討を進めていくとの部分に対して、もし何かこうしていきたいなど、青写真があれば、もう少し詳しくお話しいただけないでしょうか。

[堀川教育長]

学校課長、お願いします。

[久保田学校課長]

学校課長でございます。今後、学識経験者をお招きし、公立、私立の幼稚園、保育園の関係者のほか、学校関係者、保護者による検討委員会の開催を考えております。幼稚園、保育園ともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりに、小学校教諭と子供の姿を共有するとされており、幼稚園、保育園における教育と小学校教育との円滑な接続が重要であるとされております。また、日野市は、教育と福祉の連携を進めておりますので、幼児教育とともに保育の視点も重要であるとと考えております。

具体的な施策の方向性につきましては、当該検討委員会で御議論をいただくこととなりますが、日野市が培ってきた幼保小連携のさらなる推進と、多様性に応じた学びの充実に向け、公私、幼保の各施設における思いを尊重しながら、日野市の子供たちへの幼児教育、保育の質の向上に向け、関係する方々とともに連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんでしょうか。なければ御意見をお伺いいたします。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

ただいまの説明、質疑応答いろいろありましたけども、示されました基本方針素案が、先般いただきました検討委員会からの答申と現状の子供たちの状況を踏まえたものと理解いたしました。素案にもありますように、保護者や市民に丁寧な説明を行い、的確に進めていただくことをお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんでしょうか。真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

先ほど質問もさせていただきましたが、現状の状況を踏まえて、また、検討委員会の答申いただいた内容にも基づくような形で、今回、基本方針素案を作成いただいていると思いますので、この方針に基づいて、丁寧に進めていただきたいと思います。特に、2項の日野市らしい幼児教育、公立幼稚園の在り方検討について、また、アウトプットに対応して、今後の乳幼児教育の在り方、ぜひ生かしていけるように進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんでしょうか。東委員、お願いいたします。

[東委員]

前回の第五幼稚園の統合する基本方針が、平成30年の9月に出されてから、約3年で次なる園の閉園に向けての基本方針を策定するに至ったのですが、ここまでに關しては、本当に事務局や現場の先生方の御苦勞と努力、関係者への配慮をもって、丁寧に進めてこられたことに、まず、感謝いたします。

この3年間には、令和3年3月に第五幼稚園と第四幼稚園の統合、そして、新たな諮問をさせていただいて、検討委員会での協議、検討の期間を経て、答申をいただき、段取りを踏み、進めてきていただきました。これは社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの変化に対応すべく、スピード感が必要であったこと。また、日野市らしい幼児教育、保育の在り方を並行して考えていく必要があったことであると私は理解しております。

公立幼稚園の縮減と同時に、未来に向けた就学前の大切な学びの子供たちを私立、公立問わず、幼稚園、保育園問わず、オール日野市の視点でこれから検討していくことは、今の日野市にとって最善であり、非常に価値のある財産になると思っています。そして、何よりも就学前は「幼児教育」と一括りにしてしまいがちですが、日野市は、教育と福祉の連携を大切にしている自治体であり、「教育・保育」としているところもとても誇りに思います。

ただ、今後、留意いただきたい点としては、公立、私立以上に、保育園、幼稚園は、施設の管轄や位置づけも異なるものなので、関わる部署や関係者ときちんと連携をして、それぞれの思いや願いを大切に、特に現場に携わる大人たちの合意形成をしっかりとしながら進めていっていただきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

答申を受けて示されました基本方針は適切だと考えますので、この方針に沿って、適確に進めていただきたいと思っています。

なお、少し付け加えさせていただきます。日野市は早くから幼児教育を非常に大切にしてきました。答申にも触れられていますが、昭和58年には、第一幼稚園の空き教室を使って、日野市幼児教育センターを開設し、61年4月に条例を制定して、教育委員会の所轄にしています。初代所長は、日野市の幼児教育やセンターの設立に大変尽力された教育学者の重松鷹泰氏でした。重松氏は、当時、日野市が発行した、『日野市の未来の命を育み育てるために』という冊子の冒頭に、「幼児たちは人類の未来、民族の命であります。その日々の営みが一人一人の生き方を形成し、人類の未来を左右していくのであります。」と述べ、家庭や保育園、幼稚園、そして地域の人々の幼児に対する働きかけや対応の仕方がとても大切であることをつづっておられます。

センターの狙いには、全ての幼児に、その生活事情に即した、しかもそれぞれの子供の個性と発達段階にふさわしい保育を実現しようと努力いたしますと書かれています。この考えは、その後の日野市の幼児教育や公立幼稚園の在り方の基調となって、幼小保の連携など先進的な取組をしながら、今日に至っています。

このたびの答申では、日野市の公立幼稚園が進めてきた様々な先進的な取組について、高く評価しています。多くの人の強い思いと努力によって積み上げてきた日野市の幼児教

育や公立幼稚園がこれからどう進んでいったらよいのか、委員会を中心にして、多くの人の考えを聞き、議論を重ねながら、方向を出していきたいと思えます。以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。なければ、協議事項第3号を終了いたします。

協議事項第4号、市立幼稚園閉園計画（素案）について、事務局より説明をお願いいたします。学校課長、お願いします。

○協議事項第4号 市立幼稚園閉園計画（素案）について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

恐れ入ります、議案書の53ページをお開きください。協議事項第4号、市立幼稚園閉園計画（素案）について、御説明申し上げます。

次の54ページをお開きください。この計画素案につきましては、先ほど協議事項第3号にて御協議いただきました、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（素案）を受けて、第四幼稚園の閉園に向けた具体的な内容を策定するものでございます。

はじめに、1としまして、幼稚園閉園計画の背景と経過でございます。ここに記載の内容は、さきの基本方針（素案）において、第四幼稚園を閉園とするに至った背景と経過となっております。なお、基本方針（素案）のとおり、第四幼稚園の統合先は指定しない案としております。

次に、2、目的でございます。こちらは、さきの基本方針（素案）に基づき、閉園の具体的な事項を定めることとするものでございます。

次の55ページをお開きください。3、実施事項、実施内容でございます。第4幼稚園を閉園するというところでございます。

4、閉園実施日でございます。令和7年（2025年）、3月31日としております。

5、第四幼稚園の園児募集でございます。①、②がございしますが、①といたしまして、令和5年度の入園児募集について記載しております。募集の時期は令和4年11月とし、4歳児、5歳児ともに園児募集は従来どおり行う案としております。募集の際は、保護者に対し、令和6年度は入園児の受入れは行わず、したがって、令和6年度の5歳児は単学年の保育となる旨を周知いたします。

次に、②でございます。令和6年度の入園児募集についてとなります。募集の時期は令和5年11月とし、5歳児の園児募集は従来どおり行いますが、4歳児の園児募集は行わない案としております。

最後に、6、計画の推進についてでございます。先ほど協議事項第3号の基本方針（素案）と同様に、閉園を進めるに当たっては、在園児の保護者、地域住民への丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら進めてまいります。

以上の内容で、市立幼稚園閉園計画（素案）といたしたいと考えております。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

御説明ありがとうございます。私からは1点ですが、6項目に、計画の推進とあります。その中にうたわれていますが、在園児の保護者、地域住民に丁寧な説明を行いとあります。現状、説明の段取りと考えがございましたら、教えていただければと思います。

[堀川教育長]

学校課長、お願いいたします。

[久保田学校課長]

本日の定例会にて、基本方針及び閉園計画の素案を決定いただいた後の予定として、お答え申し上げます。

9月1日に広報にて基本方針及び閉園計画の素案のパブリックコメントと説明会の実施について、市民の皆様幅広くお知らせいたします。また、9月上旬には、第四幼稚園の在園児と入園希望者の保護者の皆様に対し、説明会を行いたいと考えております。また、市民の皆様への説明会は9月中旬を予定しております。パブリックコメントは、9月中旬から10月中旬までの1か月間実施し、いただいた御意見などを踏まえ、その後の教育委員会で基本方針及び閉園計画を御審議いただく予定でございます。

また、今後の日野市における幼児教育、保育の在り方検討についての検討委員会を11月から行い、基本的な方向性について、御議論いただきたいと考えております。その後、日野市議会におきまして、学校設置条例案を御審議いただくことを予定しております。

以上が、現時点におけるスケジュールとなります。保護者、市民の皆様への丁寧な説明を行い、御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんでしょうか。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

5項の第四幼稚園の園児募集の令和6年度入園児募集について、4歳児の園児募集は行わないとありますが、どのような考え方によるのか、説明をお願いします。

[堀川教育長]

学校課長、お願いいたします。

[久保田学校課長]

令和5年11月の園児募集におきまして、仮に募集を行った場合でございますが、令和6年4月に入園した園児は5歳児となるときには第四幼稚園が閉園をいたしますので、ほかの園に転園をしていただくこととなります。過去に閉園をしました幼稚園におきましては、閉園する最終年度の4歳児募集では、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う日野市立幼稚園に関する規則第3条第1項に規定する幼稚園の定員の特例を定める規則におきまして、入園希望者が10名に満たない場合には定員をゼロとする規定を定め、10名に満たない場合にはあらかじめ入っていた、指定いただいた第2希望の園に入園をいただく対応を取っております。

今回は、あらかじめ園児募集をしないことを明らかにすることで、保護者の皆様が入園申込みを検討する段階で、より分かりやすいようにいたしました。

以上が、令和5年11月の園児募集において、4歳児の募集を行わないことの原因でございます。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問ございませんでしょうか。なければ御意見をお伺いいたします。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

第四幼稚園の閉園計画（素案）について、理解をいたしました。素案にもありますように、園側と緊密な連携の下、在園者の保護者や地域住民に対する丁寧な説明を行い、進めていただくことを要望いたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんでしょうか。真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

先ほど質問をさせていただきましたが、今後の段取りについても、粗々理解をさせていただきました。この計画に基づいて、丁寧に進めていただければと思います。

特に保護者、市民の皆さんへの丁寧な説明、第四幼稚園の閉園の段取り等について、いろいろ不安を払拭するような形で御説明いただくとと思いますが、さらに、今後の日野市立幼稚園の在り方ですとか、いろいろな今後の幼稚園の特徴等についても、ぜひ市民の皆さんと対話をする、そういう機会と捉えて進んでいただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんでしょうか。東委員、お願いいたします。

[東委員]

私からは気になる点を含めて、意見を述べさせていただきます。日野市の立地を考えると、万願寺地域に公立幼稚園がなくなるというのは、バランス的に非常に残念であると感じていますが、検討委員会答申でもいただいたとおり、縮減はやむなしであることは受け止め、次なるステップを考えていかないといけないと思いました。

先ほども丁寧に進めていく御説明をしっかりといただきました。当該園の保護者への説明が一番優先して丁寧に対応していただきたいと思います。前回の統合計画では、4歳児の受入れは、5歳児進級時の転園を前提として受け入れていましたが、今回は単独閉園とのことで、4歳児の受入れはしないと御説明いただきました。子供の転園での心理的ストレスや連続した学びの大切さを考えると、この対応は愛情を持った考え方であると評価させていただきます。

しかし、閉園を公表して、来年度は単学年保育となることを周知することで、今年の秋の園児募集への影響は大きいのではと心配しております。不安を抱えている保護者も多いでしょうから、ぜひ寄り添って対応してほしいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんでしょうか。西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

閉園計画は日野市立学校適正規模・適正配置等の基本法令に基づいて出されたものであり、適切だと考えます。この計画で丁寧に進めていただきたいと思います。

なお、閉園となる第四幼稚園は、6年度は単学年の保育となりますので、例えば、他の園との交流活動を行うなど、いろいろ工夫をして、楽しくて充実した保育がなされ、園児も保護者も満足して卒園できるように先生方をお願いするとともに、教育委員会としても特段の配慮をしていきたいと思えます。

園児の保護者や地域住人に丁寧な説明を行い、理解と協力をいただいておりますが、特に相談を必要とする御家庭には、個別に丁寧に相談に乗ってきたいと思えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。なければ協議事項第4号を終了いたします。

報告事項第13号、行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長、お願いします。

○報告事項第18号 行政情報の公開請求

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書、61ページを御覧ください。報告事項第13号、行政情報の公開請求について、御報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項第13号を終了いたします。

これより、議案第22号の審議に入りますが、本件につきましては、公開をしない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をしてください。

なお、本件の終了をもって、令和4年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[堀川教育長]

以上をもちまして、本日の案件は全て終了をいたしました。これにて令和4年度第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時40分